新型コロナウイルス感染症の影響により 収入が減少した被保険者への減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者の方に 対し、国民健康保険料・介護保険料の減免の制度があります。 ※詳細は市Ⅲまたは下記へお問い合わせください。

国民健康保険料の減免制度

▶保険年金課Ⅲ

a042-460-9822

介護保険料の減免制度

▶高齢者支援課Ⅲ

= 042 - 420 - 2814

旧保谷庁舎の解体工事が終了しました

解体工事にご理解とご協力をいただき

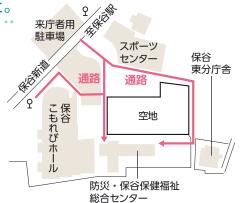
ありがとうございました。

解体工事終了に伴い、動線が 変更されています。今後は、迁 回をせずに、防災・保谷保健福 祉総合センターまで行けるよう になりました。

今後も快適にご利用いただけ るように努めてまいります。

▶総務課保

a 042-438-4001



マスクの着用や手洗い・手指消毒などにご協力をお願いします。 また、酸などの風邪症状や発熱など体調不良の方は傍聴をご遠慮ください。

審議会など

■文化芸術振興推進委員会

- ₿8月4日休午後7時
- 場田無庁舎5階
- 四第2期文化芸術振興計画ほか

定 5人

- ▶文化振興課Ⅲ
- **a** 042-420-2817

■スポーツ推進審議会

- 閱 8月10日%午後6時
- 場田無第二庁舎5階
- **内スポーツ推進計画など**
- 定 5人
- ▶スポーツ振興課Ⅲ
 - **a** 042-420-2818

■行財政改革推進委員会

- 時8月18日休午後3時30分
- 場田無庁舎3階
- 四第5次行財政改革大綱策定に向 けた検討
- 定 5人
- ▶企画政策課Ⅲ
 - **a** 042-460-9800



子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)の申請

新型コロナウイルス感染症の影響 を受けている低所得の子育て世帯を 支援するため、給付金を支給していま す。次の対象の方は申請してください。 ※ひとり親世帯以外の方は7月15 日号・市⊞をご覧ください。

- 対 18歳になった年度末までの児童 (一定の障害がある場合は20歳未満 の児童)を監護しているひとり親な どで次のいずれかに該当する方
- ●公的年金等を受給していることに より令和4年4月分の児童扶養手 当の支給を受けていない(ただし、 令和2年中の収入が児童扶養手当 の支給制限限度額を下回る方)
- 令和 4 年 4 月分の児童扶養手当の 支給を受けていないが、新型コロ ナウイルス感染症の影響を受けて 家計が急変し、令和2年2月以降 の収入が児童扶養手当受給者と同 じ水準になっている

※令和4年4月分の児童扶養手当の支 給を受けた方には、令和4年6月29 日に指定の口座へ振込済(申請不要)

- □**支給額** 児童1人につき5万円
- □支給時期 7月下旬以降順次支給
- □申請期間 令和5年2月28日(火)まで □申請場所 子育て支援課(田無第 二庁舎2階)
- ▶子育て支援課 642-460-9840

技能功労者表彰・商工業従業員表彰にご推薦ください

❖技能功労者表彰

長年にわたり同一職業に従事し、 産業の振興に顕著な功績を修められ た技能者を表彰しています。次の対 象者をご推薦ください。

- 対11月9日
 分時点で、次の全てに 該当する方
- ●市内で技能職に従事
- 続けて5年以上市内に居住
- ●技能者としての経験年数が30年 以上
- ●満60歳以上
- 優れた技能を持ち、徳行が著しく、 後進の模範となっている

※技能職団体からの推薦が原則です が、団体を組織していない職種の技 能者については、ほかの技能職団体 または技能職団体以外の団体・個人 からの推薦も可。ただし、その場合 には、事前に産業振興課までお問い 合わせください。

□推薦方法

9月2日 金までに、市Ⅲ・産業 振興課(田無第二庁舎5階)にある 「西東京市技能功労者推薦書」に必要 事項を明記し、〒188-8666市役 所産業振興課へ郵送または持参

❖商工業従業員表彰

市と西東京商工会では、市内の商 工業に従事している優良な従業員を 表彰しています。次の対象者を雇用 している事業主の方はご推薦くださ

対11月8日 以時点で、10年以上同 一事業所に勤務し、表彰日現在も当 該事業所に勤務している従業員で、 勤務成績が優良な方(事業主と同一 世帯の方およびパートタイマーを除 <)

□推薦方法

9月2日 金までに、市田・産業 振興課(田無第二庁舎5階)・商工会 事務局にある「西東京市商工業従業 員表彰推薦書」に必要事項を明記し、 **〒**188-0012南町5-6-18西東 京商工会田無事務所へ郵送または持 参 ※いずれも、推薦された方の中 から、表彰規程により該当者を決定

閱/場11月9日%/田無庁舎5階 問西東京商工会 ☎ 042-461-4573

▶産業振興課 ■ 1042-420-2819

心身障害者各種手当・助成制度 ~申請と現況届~

期限後も申請できますが、申請前にさかのぼって の制度適用はありませんので、今回新しく対象にな ると思われる方は申請してください。

❖各種手当・助成制度の申請

- 噂心身障害者医療費助成制度…9月30日金まで
- ●各種手当・助成制度…8月31日(水)まで

(重度手当は11月末日まで)

※障害程度や年齢制限など各種要件あり。詳細はお 問い合わせください。

□所得制限基準額

① 噂心身障害者医療費助成・心身障害者福祉手当・ 自動車燃料費助成・タクシー料金助成・難病者福祉

手当・重度心身障害者手当		
税法上の 扶養人数	障害者本人 (20歳未満の方は扶養義務者 ^な ど)	
0人	360万4,000円	
1人	398万4,000円	
2人	436万4,000円	
3人	474万4,000円	
4人	512万4,000円	

②特別障害者手当·障害児福祉手当

税法上の 扶養人数	障害者本人	配偶者および 扶養義務者
0人	360万4,000円	628万7,000円
1人	398万4,000円	653万6,000円
2人	436万4,000円	674万9,000円
3人	474万4,000円	696万2,000円
4人	512万4,000円	717万5,000円

※各種控除後(手当・助成用の控除額)の金額で判定

❖現況届の提出

次の手当の受給者に現況届を送付しますので、期 限までに返送してください。

- ●重度心身障害者手当…8月31日(水)まで
- ●特別障害者手当など…9月9日俭*で

■心身障害者タクシー料金助成の申請(継続)

従来のタクシー利用券の有効期限切れに伴い、新 しいタクシー利用券を交付します。

※従来のタクシー利用券は使えませんので、未使用 分は返却してください。

時7月29日~8月31日(水)(平日のみ)

※期間以降は、申請した月分からの助成

場障害福祉課(田無庁舎1階、防災・保谷保健福祉 総合センター1階)

※7月29日~8月2日(火)は別途申請会場あり

対身体障害者手帳1~3級・愛の手帳1~3度の方 象者に送付済み) ●代理人が申請する場合はその 方の身分証明書(保険証・運転免許証など)

■心身障害者自動車燃料費の請求

時8月12日金~31日(水)(平日のみ)

場障害福祉課(田無庁舎1階、防災・保谷保健福祉 総合センター1階)

対 ①身体障害者手帳 1~3級・愛の手帳 1~3度・ 脳性まひ者(児)・進行性筋萎縮症の方で運転する同 居の家族がいる方

②身体障害者手帳1~4級で自ら運転する方

証のコピー ●運転免許証のコピー ●障害者本人 の振込先口座(20歳未満の場合は保護者の口座可)

●下記請求対象期間内に給油した際の領収書などの

※同封の返信用封筒にてご返送ください。

□対象期間 2~7月(この間に新たに認定申請を した方は、認定申請日~7月)

▶障害福祉課 ■ 642-420-2806